平成26年４月15日
（火曜日）

北海道教育委員会公報

第6116号

目　　次

教育委員会規則
○北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則……1
告示
○公印の廃止について……3
○公印の改刻について……4
○教育職員免許状の失効について……4
○公印の廃止について……5
○公印の作成について……6
通達・通知
○名勝の追加指定について……7
○給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について等について……8
正誤
○平成26年３月31日付け第6115号の正誤について……13

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第14号）

１　趣旨

平成26年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

(1)　北海道伊達高等学校ほか６校について、全日制の課程の第１学年の生徒定員を減員することとした（別表第１関係）。

名　　称	課　程	学　科	現　行	改正後	減員数
北海道伊達高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道浜頓別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道雄武高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道女満別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道足寄高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道別海高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2)　北海道美唄尚栄高等学校ほか２校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第１関係）。

名　　称	課　程	学　科	現　行	改正後	減員数
北海道美唄尚栄高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	480	440	40
北海道留辺蘂高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	240	200	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40

(3)　北海道札幌北高等学校の定時制の課程の第３学年、及び北海道枝幸高等学校の全日制の課程の第２学年について、学年進行に伴い、生徒定員を減員することとした（別表第１関係）。

名　　称	課　程	学　科	現　行	改正後	減員数
北海道札幌北高等学校	定時制の課程	普通科	120	80	40
北海道枝幸高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

３　施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年４月15日

北海道教育委員会委員長　鷹　野　正　義

北海道教育委員会規則第14号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１北海道美唄尚栄高等学校の項中「

総　合　学　科	480		480

」を「

総　合　学　科	440		440

」に改め、同表札幌北高等学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中「

普　通　科	80	80	120	80	360

」を「

普　通　科	80	80	80	80	320

」に改め、同表北海道伊達高等学校の項中「

普　通　科	160	160	160		480

」を「

普　通　科	120	160	160		440

」に改め、同表北海道浜頓別高等学校の項中「

普　通　科	80	80	80		240

」を「

普　通　科	40	80	80		200

」に改め、同表北海道枝幸高等学校の項中「

普　通　科	80	80	80		240

」を「

普　通　科	80	40	80		200

」に改め、同表北海道留辺蘂高等学校の項中「

総　合　学　科	240		240

」を「

総　合　学　科	200		200

」に改め、同表北海道雄武高等学校の項中「

普　通　科	80	80	40		200

」を「

普　科	40	80	40		160

」に改め、同表北海道女満別高等学校の項中「

普　通　科	80	80	40		200

」を「

普　通　科	40	80	40		160

」に改め、同表北海道足寄高等学校の項中「

普　通　科	80	80	80		240

」を「

普　通　科	40	80	80		200

」に改め、同表北海道標茶高等学校の項中「

総　合　学　科	360		360

」を「

総　合　学　科	320		320

」

「

		320

」に改め、同表北海道別海高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中「

普　通　科	120	120	120		360

」を「

普　通　科	80	120	120		320

」に改め、同表北海道羅臼高等学校の項中「

普　通　科	80	40	40		160

」を「

普　通　科	40	40	40		120

」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告　　示

北海道教育委員会告示第25号

次の公印を、平成26年３月31日限りで廃止した。

平成26年４月15日

北海道教育委員会委員長　鷹　野　正　義

公印の種別	規格	印影	備考
北海道教育委員会の印	30㎜平方		総務政策局総務課長保管
北海道教育委員会委員長の印	25㎜平方		総務政策局総務課長保管
北海道教育委員会教育長の印	25㎜平方		総務政策局総務課長保管

北海道教育委員会教育長職務代行者の印	25㎜平方		総務政策局総務課長保管

北海道教育委員会告示第26号

次の公印を改刻し、平成26年４月１日その使用を開始した。

平成26年４月15日

北海道教育委員会委員長　鷹　野　正　義

公印の種別	規格	印影	備考
北海道教育委員会の印	30㎜平方		総務政策局総務課長保管
北海道教育委員会委員長の印	25㎜平方		総務政策局総務課長保管
北海道教育委員会教育長の印	25㎜平方		総務政策局総務課長保管
北海道教育委員会教育長職務代行者の印	25㎜平方		総務政策局総務課長保管

北海道教育委員会告示第27号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、

失効した。

平成26年４月15日

北海道教育委員会委員長　鷹　野　正　義

氏　　名	大　和　一　典	本　籍　地	北　海　道
免許状の種類（教科）	免　許　状　の　番　号	授　与　年　月　日	授　与　権　者
高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））	昭54高二普め第508号	昭和55年３月31日	京都府教育委員会
高等学校教諭専修免許状（外国語（英語））	昭55高一普め第４６号	昭和56年３月31日	
失　効　年　月　日	平成26年３月26日		
失　効　の　事　由	教育職員免許法第10条第１項第２号		
氏　　名	加　藤　　健	本　籍　地	北　海　道
免許状の種類（教科）	免　許　状　の　番　号	授　与　年　月　日	授　与　権　者
高等学校教諭１種免許状（国　　語）	平８高一種第569号	平成９年３月21日	青森県教育委員会
特別支援学校教諭２種免許状（知的障害・肢体不自由・病弱者）	平18養学二種第0472号	平成19年３月26日	北海道教育委員会
失　効　年　月　日	平成26年３月26日		
失　効　の　事　由	教育職員免許法第10条第１項第２号		

北海道教育委員会告示第28号

次の公印を、平成26年３月31日限りで廃止した。

平成26年４月15日

北海道教育委員会委員長　鷹　野　正　義

公　印　の　種　別	規　格	印　　影
北海道小樽聾学校の印	45㎜平方	
北海道小樽聾学校の印	30㎜平方	

北海道小樽聾学校長の印	20㎜平方	
北海道釧路聾学校の印	45㎜平方	
北海道釧路聾学校の印	30㎜平方	
北海道釧路聾学校長の印	20㎜平方	

北海道教育委員会告示第29号

次の公印を作成し、平成26年４月１日その使用を開始した。

平成26年４月15日

北海道教育委員会委員長　鷹　野　正　義

公印の種別	規格	印影
北海道釧路鶴野支援学校の印	45㎜平方	

北海道釧路鶴野支援学校の印	30㎜平方	
北海道釧路鶴野支援学校長の印	20㎜平方	

通　達　・　通　知

教文博第２９０４号
平成26年４月15日

各　教　育　局　長
各市町村教育委員会教育長　様

北海道教育委員会教育長

名勝の追加指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定により、別記のとおり名勝の追加指定がありましたので、通知します。

（生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ）

別記

種　別	名勝
名　称	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ）、黄金山（ピンネタイオルシペ）、 神威岬（カムイエトゥ）、襟裳岬（オンネエンルム）、 瞰望岩（インカルシ）、カムイチャシ、絵鞆半島外海岸、 十勝幌尻岳（ポロシリ）、幌尻岳（ポロシリ）、 オキクルミのチャシ及びムイノカ
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第２号）の名勝10「山岳、丘陵、高原、平原、河川」による。
指定地域の概要	当該名勝は、アイヌの物語・伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群をアイヌ語で「ピリカノカ」（美しい・形）と総称して保護を図るものであり、今回追加指定された「オキクルミのチャシ及びムイノカ」は、オキクルミのチャシ（居城）と伝えられる場所が、額平川左岸、丘陵地端部の突出した岩山の一つで、ムイノカが、チャシより額平川やや下流の丘陵中腹の半円形に岩が露出した崖面である。 チャシとムイノカが所在する丘陵一帯は民有林であるが、森林施業が困難な切り立った山々が連なっており、隣接する土地の一部が水田として耕作されているが、アイヌの口承文芸であるユカラの伝承地を想起させる景観が保持されている。
所在地及び指定地域	（追加指定地域） 北海道沙流郡平取町字荷負 193番１のうち実測379,643.57平方メートル
指定年月日	平成26年３月18日（文部科学省告示第38号）

教　給　第２号
平成26年４月15日

各　次　課　長
各　教　育　局　長
各　所　管　機　関　の　長　様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について等について（通知）

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（平成26年３月28日付け人委第804号）等の通知が別記１から別記４までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

１　給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（平成26年３月28日付け人委第804号）（別記１）
２　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成26年３月28日付け人委第805号）（別記２）
３　初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の運用について（平成26年３月28日付け人委第806号）（別記３）
４　復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について（平成26年３月28日付け人委第807号）（別記４）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記１

人　委　第804号
平成26年３月28日

北　海　道　総　務　部　長
北　海　道　教　育　庁　教　育　次　長
北　海　道　警　察　本　部　警　務　部　長
北　海　道　議　会　事　務　局　長
北　海　道　監　査　委　員　事　務　局　長
北海道選挙管理委員会事務局長　様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北　海　道　人　事　委　員　会　事　務　局　長

北海道人事委員会事務局長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）

給料の調整額に関する規則の運用方針について（昭和38年10月１日付け38人委第587号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成26年４月１日以降はこれによって実施してください。

記

別表第１関係第１項中「結核病棟又は」を削り、同関係第２項第１号中「「結核病棟」及び」及び「結核病室又は」を削り、同項第３号中「結核又は」及び「結核患者及び」を削り、同項第９号中「及び結核菌その他の病原体等に汚染された又は汚染のおそれのある物件等を衛生的に処理する業務」を削り、同関係第５項中「相談支援課」を「地域連携課」

に改め、同関係第６項中「訓練課」を「リハビリテーション課」に改める。

（給与課給与グループ）

別記２

人　委　第805号
平成26年３月28日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長　様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年４月１日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成26年４月１日以降は、これによって実施してください。

記

第２条関係を同関係第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

１　第２条第９号に規定する「人事委員会が別に定める経験」は、職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則６－０）第14条第２項の規定に基づき受験資格として人事委員会が定める民間企業等における職務経験をいう。

第５条関係第４項第２号中「（北海道人事委員会規則６－０）」を削る。

第14条関係第６項第１号中「第32条」を「第32条第１項」に改め、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員（以下「特定職員」という。）となった者を除く。）」を削り、「において３で除して得た数」を「及び第35条関係第11項第１号」に改める。

第19条関係第１項後段中「特定職員については」及び「とし、特定職員以外の職員については初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成19年３月30日付け人委第632号通知）による改正前の第19条第１項の趣旨に照らして行うもの」を削り、同関係第２項中「を昇給日とみなした場合に第35条関係第１項第１号」を「前１年間に第35条関係第２項第１号」に、「第２項各号」を「第３項第１号から第３号まで」に、「特定職員」を「職員」に、「を昇給日とみなした場合に第35条関係第１項第２号」を「前１年間に第35条関係第２項第２号」に改める。

第33条関係の次に第33条の２関係として次のように加える。

第33条の２関係

第33条の２の「人事委員会が定める事由」は、訓告その他の矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるもの等として任命権者があらかじめ指定するものを除く。以下同じ。）があったこととする。

第35条関係第９項中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同関係第12項とし、同関係中第７項及び第８項を削り、第６項を第８項とし、同項の次に次の３項を加える。

９　第35条第４項の「人事委員会が定める割合」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

⑴　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　Ａの昇給区分に係る割合については100分の５、Ｂの昇給区分に係る割合については100分の20

⑵　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの又は第34

条各号に掲げる職員　Ａの昇給区分に係る割合については100分の10、Ｂの昇給区分に係る割合については100分の30

⑶　次に掲げる職員（イからケまでに掲げる職員にあっては、道職員給与条例第19条第５項、学校職員給与条例第19条第５項又は警察職員給与条例第22条第５項の規定により期末手当基礎額を決定されることとなる職員以外の職員に限る。）　100分の20（そのうちＡの昇給区分に係る割合については、100分の５以内）

ア　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

イ　公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以下であるもの

ウ　海事職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

エ　高等学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

オ　中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

カ　研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

キ　医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が１級であるもの

ク　医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

ケ　医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が２級以下であるもの

10　第35条第６項の「人事委員会の定める数」は、昇給号俸数表のＣ欄に定める号俸数に相当する数とする。

11　第35条第６項の「人事委員会の定める職員」は、前年の昇給日後に、新たに職員となり初任給の号俸を決定された職員又は第22条第３項、第25条第２項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号俸を決定された職員であって、当該号俸の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号俸数を第35条第６項に規定する「相当する号俸数」とすることが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員とし、これらの職員についての「人事委員会の定める号俸数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸数とする。

⑴　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び第34条各号に掲げる職員以外の職員であって第14条の規定の適用において切り捨てられた端数月数があるもの　第35条第１項から第５項までの規定を適用した場合に得られる号俸数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数に、端数月数（12月で除すこととされる経験年数の端数月数があるときはその月数、18月で除すこととされる経験年数の端数月数があるときはその月数の３分の２に相当する月数又はその双方の経験年数の端数月数があるときは12月で除すこととされる経験年数の端数月数と18月で除すこととされる経験年数の端数月数の３分の２に相当する月数を合算した月数）を３で除した数を加えて得た数

⑵　前号に掲げる職員以外の職員　第35条第１項から第５項までの規定を適用した場合に得られる号俸数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者又はその委任を受けた者が定める数

第35条関係第５項第１号中「（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第２条第２項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同関係第７項とし、同関係第４項中「第１項第４号又は第２項第３号」を「第２項第４号又は第３項第３号」に、「特定職員」を「職員」に、「第35条第１項第４号又は第５号」を「第35条第１項第３号ア又はイ」に改め、同項を同関係第６項とし、同関係第３項中「第１項第１号」を「第２項第１号」に、「特定職員で」を「職員で」に、「特定職員について」を「職員（次項に掲げる者を除く。）について」に、「掲げる特定職員」を「掲げる職員」に改め、同項を同関係第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

５　第２項第１号から第３号まで又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる職員で、前年の昇給日において道職員給与条例第５条第４項後段又は学校職員給与条例第６条第４項後段の規定に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

第35条関係第２項各号列記以外の部分中「特定職員」を「職員」に、「第35条第１項第５号」を「第35条第１項第３号イ」に、「又は第２号」を「、第２号又は第４号」に、「同項第５号」を「同項第３号イ」に、「同項第３号又は第４号」を「同項第２号又は第３号ア」に改め、同項第１号中「特定職員」を「職員」に改め、同項第２号中「５日以上の日数を

正当な理由なく勤務を欠いた特定職員」を「前号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員」に改め、同項第３号中「前項第４号に掲げる特定職員」を「第１項第１号に規定する職員」に改め、同項に次の１号を加える。

⑷　特定期間において、第１号又は第２号に掲げる職員となり、道職員給与条例第５条第４項後段又は学校職員給与条例第６条第４項後段の規定の適用を受けることとなった職員

第35条関係第２項を同関係第３項とし、同関係第１項各号列記以外の部分中「特定職員」を「職員」に、「第35条第１項第４号」を「第35条第１項第３号ア」に改め、「第３号まで」の次に「又は第５号」を加え、「同項第４号」を「同項第３号ア」に、「同項第３号」を「同項第２号」に改め、同項第１号中「(第35条第２項第１号に規定する基準期間をいう。以下同じ。)」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同項第２号中「(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるもの等として任命権者があらかじめ指定するものを除く。)」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同項第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　基準期間において、第１号に規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

⑷　前項第１号に規定する職員

第35条関係第１項に次の１号を加える。

⑸　評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間（次項第４号において「特定期間」という。）において、第１号から第３号までに掲げる職員となり、道職員給与条例第５条第４項後段又は学校職員給与条例第６条第４項後段（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第２条第２項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）の規定の適用を受けることとなった職員

第35条関係第１項を同関係第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

１　第35条第１項第３号の「人事委員会の定める職員」は、次の各号に掲げる職員とする。

⑴　基準期間（第33条第１項に規定する基準期間をいう。以下同じ。）において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員

⑵　警察職員給与条例第５条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、基準期間において懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたもの又は訓告その他の矯正措置の対象となる事実があったもの

（給与課給与グループ）

別記３

人　委　第806号
平成26年３月28日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長　様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の運用について（通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則７－1281）附則第３項の規定の運用について次のとおり定められましたので、平成26年４月１日以降は、これによって実施してください。

なお、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の運用について（平成20年３月31日付け人委第672号通知）は廃止します。

記

附則第３項関係

「新規則第35条第１項第３号ア又はイの昇給区分に決定される職員として人事委員会が定める者」は平成26年１月１日から平成26年12月31日までの間に停職、減給又は戒告の処分を受けた職員をいう。

（給与課給与グループ）

別記４

人　委　第807号
平成26年３月28日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長　様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について（通知）

復職時等における号俸の調整の運用について（平成18年３月31日付け人委第648号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成26年４月１日以降は、これによって実施してください。

記

第１の第１項中「この項から第６項まで」を「第１」に改め、同項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同項第４号中「直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日）」を「属する算定期間の初日」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「いた号俸」の次に「(同日が評価終了日（規則第32条第２項に規定する評価終了日をいう。以下同じ。）の翌日から昇給日の前日までの間にある場合にあっては、当該昇給日において受けていた号俸)」を加え、同号を同項第４号とし、同項第２号中「１の昇給日から次の昇給日の前日までの期間（」を「基準期間（規則第33条第１項に規定する基準期間をいい、」に、「から昇給日の前日」を「以後の最初の当該期間の末日」に改め、「の期間」の次に「。以下同じ。」を加え、同号を同項第３号とし、同項第１号中「第32条」を「第32条第１項」に改め、同号の次に次の１号を加える。

⑵　復職等　休職等をしていた職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ることをいう。

第１の第２項第１号中「前日」を「直前の基準期間の末日」に、「号俸を超えない範囲内で行うものとし」を「号俸（休職等の期間の初日から復職時調整を行う日の前日までの間において、規則第38条又は第39条の規定による昇給（当該初日が評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給を除く。次項第１号アにおいて同じ。）をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で行うものとし」に、「ものとする」を「ものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了

日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　調整数は、算定期間ごとに、標準号俸数（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第５条第５項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第６条第５項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第２条第２項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第６条第５項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。次号において同じ。）の号数に当該算定期間における合算期間（当該算定期間の全てが休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数（当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給（規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。）の号俸数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号俸数に相当する数）とする。

第１の第２項第３号中「第35条関係第１項」を「第35条関係第７項」に、「、停職、減給又は戒告処分があった」を「又は規則第35条関係第１項第３号に掲げる職員に該当した」に、「前号アに定める数」を「調整数」に改め、第１の第３項第１号中「最初の昇給日」の次に「の次の昇給日」を加え、「前日までの期間に係る復職時調整及び昇格の日の直前の昇給日」を「直前の基準期間の末日（昇格の日が昇給日である場合にあっては、その直前の基準期間の末日）までの期間に係る復職時調整及び当該期間の末日の翌日」に、「合算して」を「乗じて」に改め、同号ア中「みなして」を「みなし、かつ、休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において規則第38条又は第39条の規定による昇給がなかったものとみなして」に、「前日」を「直前の基準期間の末日（昇格の日が昇給日である場合にあっては、その直前の基準期間の末日。イにおいて同じ。）」に改め、同号イ中「（昇格の日の直前の昇給日から昇給の日の前日までの期間において規則第38条又は第39条の定めるところによる昇給をした場合にあっては、アにより得られる号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数を号数とする号俸）」を削り、「昇給日以後」を「基準期間の末日の翌日以後」に改め、同項第２号中「最初の昇給日」の次に「の次の昇給日」を加える。

第１に次の１項を加える。

７　平成26年１月１日から同年12月１日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

平成26年１月１日から同年12月１日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第１の第２項第２号の規定の適用については、同号中「算定期間ごとに」とあるのは「算定期間（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年12月１日である場合にあっては、平成26年１月１日から同年12月１日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日以後の最初の評価終了日までの期間）。以下この号及び次号において同じ。）ごとに」と、「12月」とあるのは「12月（当該算定期間に係る評価終了日が平成26年12月１日である場合にあっては、11月）」とする。

第２の第２項中「職員又は」の次に「第１の第１項第２号に規定する」を加える。

（給与課給与グループ）

正　　誤

平成26年３月31日付け第6115号に掲載の「北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則」（北海道教育委員会規則第８号）に次の誤りがあったので、訂正します。

題名中（10ページ）

（誤）

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則案

（正）

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則